

# 事務所ニュース

労働保険事務組合  
第一労務協会  
京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18  
TEL. (075) 864-3336  
FAX. (075) 864-3367 〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

## スポット

### 「放浪青年」の行動力に着目 ウの目タカの目で人材発掘を

関口知宏という若い俳優さんをご存知でしょうか。先ごろ、中国の北半分を鉄道で走破する旅に出ました。旅の経過が刻々とテレビで放映されたので、ご覧になった方も多いと思います。これまで、日本やヨーロッパも鉄道でくまなくめぐっています。しかし、ご本人は「今回で終わりにしたい」と話しておられるようです。傍目には、うらやましい限りのお仕事ですが、当人にはそれなりの苦労もあるのでしょうか。

「行ってみたいけれど、先立つもの（お金）がない」というサラリーマンは少なくないでしょう。一方、経済力にゆとりのあるビジネス・エリートの方々も、「まとまった時間

が取れない」ので、やはり長期の旅行は難しいという結論にならざるを得ません。結局、シルクロードやチベットの旅という夢を実現させているのは、日本ではフリーター生活を送っているような若者たちです。アルバイトで小金をためたら、ふらりと海外に出るわけです。

今年一〇月から改正雇用対策法が施行され、同時に「青少年の雇用機会の確保等」に関して事業主が適切に対処するための「指針」も作成されました。これから人口減少社会が到来するなかで、希少な青少年を募集・採用する事業主に、さまざまな施策を要請しています。

何らかの理由で正社員になれなかつ

たり、正社員というポジションを離れたりした場合、中途で正社員として再就職するのは簡単ではありません。技術革新の加速化のなかで、職業生活から離れる時間が長くなればなるほど、よい就職先を探すのは絶望的になります。

「指針」では「フリーター等についても、その適性や能力を正當に評価し、ボランティア活動などの実績も考慮する」よう求めています。

語学力もお金も不十分という状況のなかで、一般人の行かない土地を旅して回ったたくましい若者たち。彼らのなかから、企業の明日を切り開く発想力豊かな人材を発掘するの、立派な社会貢献といえます。

2007

11

# 賃金の銀行振込

知って得する



## 賃金実務

労基法第二四条では、「賃金は通貨で支払わなければならない」と定めています。現金払いが、法律の原則です。「銀行には、現金を振り込むだから、同じことではないか」金融危機を経験したことがない若い世代は、そう思うかもしれません。

しかし、法律上、両者は明確に区別されています。銀行振込が許されるのは、労基法第七條の二で例外を認めているからです。「使用者は、労働者の同意を得た場合には、労働者が指定する銀行その他の金融機関へ預金を振り込み、または証券総合口座（マネー・リ

今日、賃金の仕組んでなく、ちょっと目先を変えて、賃金の支払い方を学びます。今や、賃金の銀行振込は当たり前ですが、法律的には、細かな要件が定められています。本来は、否応なくではなく、従業員の同意を得て、初めて銀行振込が許される点を再確認しましょう。

「ザイプ・ファンドの口座」へ預かり金を払い込むことにより、賃金を支払うことができる」のです。さらに、行政解釈（平二・三・二・

## 本人同意が必須条件 銀行の一行限定は不可

二基発第五四号）では、本人同意に加え、過半数労組（ないときは過半数代表者）と口座振込に関する労使協定も結ぶよう求めています。

銀行振込自体は従業員にとつて

も簡便ですから、目くじらを立てる必要はないという意見もあるでしょう。しかし、運用の仕方によっては、トラブルの元になります。

取引先の金融機関と友好関係を維持するため、「振込銀行を一行に限定し、従業員が口座を持っていないときは、開設を強要する」などはその一例です。こうした弊害を避けるため、前掲行政解釈では、「取扱金融機関等は一行に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮すること」と念を押しています。

の開設用紙を渡すという話も聞きます。本人が、大人しく必要事項を記載して提出に応じれば、一応同意を得たこととなります。

実際問題として、一部の従業員は銀行振込、他は現金払いでは事務が煩雑で、やっていたりませんが、しかし、会社は一度同意を得たら（振込の依頼を受けたら）、その方法を勝手に変えることはできません。派遣や業務請負で、従業員が行方知れずになるのを防止するため、「最後の月だけは、現金で払う」（出社を要請し、貸与した制限等も返還させる）という話をよく聞きます。そういう措置を講じるのなら、事前に、きちんと文書でルール化しておくべきです。

現実には、人社時に、銀行口座指定用紙等を渡し、「必要事項を記載して、捺印してね」といって半強制的に処理するケースが多いようです。特定銀行の担当者が来て、人事担当者の横に座り、口座

に払わなければならないという規制はありません。しかし、銀行振込に限っては、「午前十時までに払い戻しが可能となっていること」が要件となっています。もちろん、当日には、従業員本人に給与明細を手交します。